

世界遺産暫定一覧表記載資産の準備状況と課題等について

平成 27 年 4 月 20 日

文化庁記念物課

1. 暫定リスト掲載資産

(1) 武家の古都・鎌倉（平成 4 年暫定リスト掲載）

「武家の古都・鎌倉」は平成 24 年に推薦書を提出。その後、再推薦に向けて準備中。

A) 作業状況

- ・ 再推薦に向け新たな価値付けを検討するため、国内外の比較研究を実施中。

B) 課題等（○価値証明に関するもの、□保全管理に関するもの、以下同）

- 「武家の古都」に替わる新たなコンセプトの構築

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 推薦希望時期は未定。

=====

(2) 彦根城（平成 4 年暫定リスト掲載）

A) 作業状況

- ・ 価値付け：OUV 及び基準適用の説明文が作成されている。価値の主張について更なる作業が必要。
- ・ 緩衝地帯：検討中
- ・ 推薦書の作成：価値付け等に関連する部分の素案から先行して作業中。
- ・ 包括的保存管理計画の策定：未着手

B) 課題等

- 既登録資産である姫路城との差別化
- 国内の他の城郭との比較検討
- 城下町部分を資産とするかどうかの検討
- 城下町部分を資産とする場合、法的担保措置の検討

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 現時点では、上記の課題を整理するとともに、史跡の保存管理計画の見直し等を進める予定であり、推薦希望時期は未定。

(3) 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（平成 19 年暫定リスト掲載）

A) 作業状況

- ・ 価値付け：OUV 及び基準適用の説明文が作成されている。価値の主張について更なる作業が必要。
- ・ 緩衝地帯：検討中
- ・ 推薦書の作成：価値付け等に関連する部分の素案から先行して作業中。
- ・ 包括的保存管理計画の策定：未着手

B) 課題等

- 主張すべき「世界遺産としての価値」の検討
- 比較研究を通じた、資産のコンセプト（時代、場所）の検討
- 遺跡全体に対して史跡等の指定範囲が限定的な資産が含まれているため、必要な追加指定等を行うこと。また、それでも対処できない部分の法的担保措置をどのように確保するか、全体として一貫した法的担保措置の考え方が説明できるか等の検討（明日香法等）。
- 個別資産についても、管理計画を策定する必要があるものが多い。

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 少なくとも平成 28 年度までは、推薦書作成の前段としての骨子の検討を行う予定であり、推薦希望時期は未定。

(4) 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（平成 21 年暫定リスト掲載）

○平成 26 年 7 月 10 日付け世界遺産特別委員会意見

1. 「北海道・北東北の縄文遺跡群」における「縄文文化」の定義づけと、構成資産を北海道・北東北に限定する理由のわかりやすい説明ぶり。
2. 「北海道・北東北の縄文遺跡群」が主張する「定住の達成」という極めて普遍性のあるテーマを、各構成資産との関係に基づき顕著な普遍

的価値の主張として主張できる論理の明確化。

3. 個々の構成資産の全体としての顕著な普遍的価値への貢献、及び完全性の説明を踏まえた、構成資産選択のあり方。
4. 完全性の観点からの史跡の追加指定。
5. 一部の構成資産に係る緩衝地帯の範囲・保全の方針・方策の再整理。
6. 資産に影響を及ぼす課題（既存の又は新規に計画されている道路）への対策・説明ぶり。
7. 遺構の整備・公開の方針やその具体的手法についての説明ぶり（復元建造物の正当性の説明を含む）。
8. 関係自治体間の協力体制、全体としての管理体制のあり方。
9. 全ての構成資産について保存管理計画を完成させることと、全体としての整合性を確保するための包括的保存管理計画の改善。
10. 来訪者管理戦略、資産全体としての価値の伝え方の戦略。

（５）宗像・沖ノ島と関連遺産群（平成 21 年暫定リスト掲載）

○平成 26 年 7 月 10 日付け世界遺産特別委員会意見

1. 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」が主張する顕著な普遍的価値における、各構成資産の位置づけ、特に、津屋崎古墳群の中で新原・奴山古墳群のみが構成資産とされている理由についてのわかりやすい説明ぶり。
2. 1 との関わりで、新原・奴山古墳群 7 号墳（方墳）の位置づけ（墓か祭壇か）についての学術的な調査研究。
3. 沖ノ島が沖合にある孤島であり無人であることを踏まえた、具体的保全方策の明確化。
4. 緩衝地帯の規制のあり方やその運用方針の包括的保存管理計画における記載ぶり（広告物条例の制定、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」景観デザイン会議の位置づけ等）。

（６）金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（平成 22 年暫定リスト掲載）

○平成 26 年 7 月 10 日付け世界遺産特別委員会意見

1. 構成資産選択の理由（鉱山都市としての説明を行うべきか否かを含む）。
2. 国内外の鉱山との比較研究を通じた佐渡の独自性（世界遺産たる価値）の明確化。
3. 鉱山施設と関連する集落の変遷についてのより明確な説明。
4. 必要な資産範囲の見直し。
5. 鉄骨及びコンクリート建造物の保全の方向性をできるだけ明確にし、その上で各種計画（包括的保存管理計画、個別の保存管理計画等）の整合性を確保すること。
6. 緩衝地帯の範囲、保全方策の具体化。
7. ガイダンス施設と情報提供のあり方の戦略。

（7）百舌鳥・古市古墳群（平成 22 年暫定リスト掲載）

○平成 26 年 7 月 10 日付け世界遺産特別委員会意見

1. 「百舌鳥・古市古墳群」の主張する顕著な普遍的価値の説明ぶり（特に、適用基準の力点の置き方と基準 ii の適用のあり方）。
2. 上記を踏まえ、資産を百舌鳥・古市古墳群に限定する理由、さらにその中での構成資産選択の正当性、及び主墳と陪塚の関係性の説明のさらなる明確化
3. 真正性の観点を踏まえた資産の年代・名称等の説明ぶり。
4. 特に国外の同種の資産との比較検討のさらなる強化。
5. 史跡と陵墓の保全上の協調を含む資産全体としての管理のあり方（包括的保存管理計画）。
6. 個別の墳丘の物理的な保全方策の明確化。
7. 陵墓を囲む周濠周堤部分の保全についての担保措置の確定。
8. 緩衝地帯の範囲・保全の方針のさらなる明確化（既存不適格物件への対処を含む）。
9. 資産範囲の外側にあると考えられるが現在は宅地等となっている遺構（周濠周堤等）の保全に関する長期的な考え方の整理。
10. ガイダンス施設と情報提供のあり方の戦略。

=====

(8) 平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群（拡張：平成24年暫定リスト掲載）

「平泉」は平成23年に2回目の推薦により世界遺産リストに掲載されている。その際、最初の推薦時には含まれていたにもかかわらず、再推薦時に含めることができなかつた資産について、拡張登録を目指すもの。

B) 課題等

○ 資産に関する調査研究の実施

C) 自治体における推薦時期の希望等

- ・ 当面5カ年をかけ（～平成29年度）、上記の調査研究、シンポジウム等を行う予定であり、推薦希望時期は未定。

=====

2. 既に推薦書を提出している資産

(1) 明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域

- ・ 「稼働中の産業遺産又はこれを含む産業遺産群を世界遺産登録に向けて推薦する場合の取扱い等について」（平成24年5月25日閣議決定）に基づく枠組みにより、国側のとりまとめは内閣官房地域活性化統合事務局が担当。昨年1月にユネスコに対し推薦書が提出され、イコモスの現地調査等を経て、本年4～5月にイコモス勧告が公表される予定。

(2) 長崎の教会群とキリスト教関連遺産

- ・ 本年1月にユネスコに対し推薦書を提出。本年秋頃にイコモス現地調査が実施される予定。

(3) 国立西洋美術館本館（ル・コルビュジエの建築作品）

- ・ 本年1月に仏政府よりユネスコに対し推薦書を提出。本年秋頃にイコモス現地調査が実施される予定。